

令和8年度

トライアル就業研修

新メニュー

(トライアル)



林業への就業を希望する者に対し、一定期間の就業体験及び基礎的な作業研修を実施する事業主に対し経費の助成を行う。

該当事業主

- ・ 作業員（日雇い作業員を除く）を直接雇用・指導員の配置と計画的OJTの実施
- ・ 中退共、林退共の共済契約者又は独自の退職金制度の定め有り・労災保険等の適用事業主・雇用契約書、就業規則、賃金台帳、出役簿等の必要書類が整備できること。

助成対象者

林業就業経験が通算1年未満の就業希望者

※「緑の雇用」担い手確保支援事業その他国又は道が実施するトライアル雇用に係る助成制度の対象者を除く）

就業希望者に対し実施する短期間の研修（最大3か月間）に要する経費助成に要する経費

助成金額

技術習得推進費	90,000円/月
労災保険料	技術習得推進費に応じた労災保険料 (52/1,000)
住宅手当	20,000円/月（上限）
資材費	50,000円/人まで



お問い合わせ先

一般社団法人 北海道造林協会北海道森林整備担い手支援センター

電話：011-200-1381 Fax：011-200-1382